

# 「北海道の食」ブランド キャッチフレーズ・ロゴマーク 使用マニュアル

「北海道の食」ブランドを象徴的に表現する当該キャッチフレーズ（「食絶景北海道」）及びロゴマーク（「食絶景北海道及びロゴタイプ。以下、「ロゴ」という。）は、イベント等の機会における活用等を通じ、道産食品のブランド力向上を図るためのものであり、使用にあたっては、次の事項に基づき、取り扱い願います。  
なお、当該キャッチフレーズ・ロゴは商標調査を行っております。

第1 ロゴを使用できる者（以下、「使用者」）は、北海道及び第2（2）で適合の通知を受けた者とします。

第2 北海道以外の者が使用する場合は、使用開始2週間前までに「使用届出書（第1号様式）」を北海道へ提出してください。

- （1）届出に際しては、使用デザイン案と会社等の概要がわかる資料を添付してください。
- （2）届出書の内容を確認の上、使用に適合するか否かを文書で通知します。
- （3）ロゴの使用料は無料です。
- （4）各種印刷物等にキャッチフレーズ及びロゴを使用する際にかかる費用は、使用者が負担するものとします。
- （5）届出内容を変更する場合も、その都度、使用届出書に使用デザイン案を添えて提出してください。

第3 次の場合は、キャッチフレーズ及びロゴを使用することができません。

- （1）北海道の信用又は品位を害すると認められる場合
- （2）消費者の利益を害すると認められる場合
- （3）販売目的の商品自体や容器・包装等に使用する場合
- （4）特定の政治活動（選挙運動を含む）、宗教活動や個人の売名行為に関すると認められる場合
- （5）法令や公序良俗に反すると認められる場合
- （6）ロゴの基本デザイン及び基本セットパターンに適合していないと認められる場合
- （7）前各号のほか、北海道が適当でないと認めた場合

第4 使用者は、別添の「デザインマニュアル」に基づく他、次に掲げる事項を遵守してください。

- （1）使用者が北海道以外の場合は、第2で届出した内容にのみ使用し、北海道が指示する使用条件に従ってください。
- （2）定められた規格からデザインを選択するものとし、その一部のみを使用、他の図形や文字と組み合わせ使用しないでください。
- （3）ロゴの形状、配列、間隔や色調などは加工しないでください。
- （4）ロゴの天地の1/6を保護エリアとし、周囲に文字や図形が配置されている場合、又は背景が複雑なパターンや濃い色の場合は、保護エリアの空間を設けてください。
- （5）濃い配色を背景に使用する場合など、ロゴが見えにくい時は、白色（白抜き）のネガティブ表示としてください。
- （6）大きさは任意とし、縦横比は変更しないでください。ただし、最小使用幅は横配列の場合は27mm、縦配列の場合は33mmとしてください。  
※横 27～23 mmまでは極小タイプを使用（最小サイズは23 mmまで）  
※縦 33～27 mmまでは極小タイプを使用（最小サイズは27 mmまで）
- （7）使用にあたっては、キャッチフレーズ及びロゴのイメージを損なう使用をしないでください。また、北海道のイメージアップが図られるよう努めてください。

第5 このキャッチフレーズ及びロゴは、道産品や北海道の推奨品であることを示すものではありません。

（令和2年1月24日施行）

※この使用マニュアルは、『「北海道の食」ブランドキャッチフレーズ・ロゴマーク使用要領』に基づき作成しています。